

財務省からの第1次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
2	国際ビジネス機受入の際のCIQ業務の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検査のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	<p>【支障】 CIQ業務は、関税法などにもつき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機(運航申請が直前かつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない)の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。</p> <p>【改正の必要性】 国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われている日本のビジネスジェット環境の改善につなげるものである。</p> <p>【効果】 運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。</p> <p>【懸念の解消策】 移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第6条 関税法第15条の3 検疫法第4条 植物防疫法第6条、第8条 家畜伝染病予防法第38条、第40条</p>	<p>財務省、財務省、厚生労働省、農林水産省</p>	佐賀県	C 対応不可	<p>1. 財務省は出入国(CIQ)手続きの内、税関に関する業務を所管していますが、国際ビジネス機を含め、地方空港における出入国旅客等の携帯品検査については、これまでですべて近隣官署からの職員の応援派遣により、税関手続に支障の生じることなく臨機応変に対応してきております。また、政府は、現在、観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者の増加に対応できるよう、税関の物的・人的体制の整備を進めており、本年7月1日の開港において、地方空港における税関体制整備のため14名の新規緊急増員が決定されており、本年7月1日、今般の提案については、税関業務はまさに国の治安、国民の生命・安全等に関わる公権力の行使であり、その高度な専門性・特殊性に鑑み、国家公務員たる税関職員が関税関係法令等に基づき全国一律に対応すべきものであり、具体的には以下の理由により、地方自治体に委譲することは適当ではないと考えます。</p> <p>●税関においては旅客及び乗組員の携帯品の迅速な通関に努める一方で、覚醒剤等の不正薬物や銃砲・知的財産侵害物品等の密輸出入防止、国連安保理決議等による規制の適正な執行、また、国税である関税等の適正かつ公平な賦課・徴収の実現といった専門性の極めて高い業務を全国的に同等なレベルを確保しつつ遂行していること等です。例えば、関税法違反に係る犯罪事件の調査にあたっては、差押えや捜査の作成、検察官への告発などを行っています。このような業務はまさに国の治安、国民の生命・安全等に関わる公権力の行使であり、モノに関する高度の専門知識、密輸取締情報に基づきリスクマネジメント等の専門的知識・能力を要するものです。</p> <p>●税関職員は関税等の徴収、不正薬物の取締等の多岐にわたる業務に携わっている中で高度な専門性を身に付けていくと、地方自治体の職員が国からのマニュアル提供や地方自治体からの研修派遣だけで、税関職員同様の高いレベルの業務遂行ができる人材の確保・育成は困難と考えます。したがって、税関業務の地方自治体への委譲は出入国手続の迅速化・円滑化の効果的な実現につながらないと考えます。</p> <p>●また、旅客の携帯品に係る通関業務は、国家間の密輸情報の交換といった国際的・外交的業務をも踏まえて行われるものであり、関税関係法令違反が発見された場合には、犯罪調査に繋がり、都道府県を越く広域的な業務運営・執行に繋がりうることから、その業務権限を地方自治体に委譲することは適当でないと考えます。</p> <p>●さらに、旅客の携帯品を含む国際的なモノの移動については、日本が締結しているWTO協定において、各種協定は、すべての貿易関連の法令、判決及び決定を一律の公平かつ合理的な方法で実施しなければならない(GATT第10条3項(a))旨、国際約束として規定されています。</p> <p>●なお、国際ビジネス機の旅客は「社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がはっきりしており、搭乗人数も少ない」ことから「県の体制でも出入国者等を管理できる」との前提については、関税の業務は、関税法15条の3に基づき入港手続だけでなく、旅客の携帯品に対する関税等の徴収、水際取締等多岐にわたっており、たとえ社会的地位や知名度が高いことや搭乗人数が少ないからといって、密輸等のリスクが低いとは一概にはいえません。</p> <p>●特に、航空機旅客による覚醒剤の密輸入押収量が4年連続200kgを超え、平成25年においては過去最高を記録するなど深刻な状況である中で、日本国内における治安及び貿易秩序の維持、安全・安心な国づくり、国際的な観光促進のためには、水際におけるこれらの業務水準をより一層高いレベルで維持する必要があり、今後とも引き続き、税関業務のプロフェッショナルである税関職員が関税関係法令等に基づき全国一律に対応すべきものであり、地方自治体に委譲することは適当ではないと考えます。</p>
705	準用河川の用に供されている国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限移譲	不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、所有権保存登記の嘱託を行うこととされている。また、国有財産法に基づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについて、隣接地との境界確定を行っている。これらの事務については、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、市町村へ権限移譲を行うべきである。	<p>【権限移譲の必要性】 1 国有財産法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会を行っている。 2 不動産登記法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱託を行っている。 3 河川法に基づく市町村の事務 市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界立会を行っている。 市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく財産管理としての境界立会、登記嘱託等の事務も市町村が行うことが効率的である。 1と2の事務は、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法改正による市町村への権限移譲を行うべきである。</p> <p>【当県における事務の実績】 1 国有財産法に基づく県の事務 平成22年度から平成24年度：実績なし 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成23年度：16件、平成24年度：14件 【特例条例による市町村への移譲状況】 本県内：1、2ともに42市町村中、32市町村(76.2%) 全国：国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県</p>	<p>河川法第100条、国有財産法第9条第3項、第31条の2、第31条の3、第31条の4及び第31条の5、国有財産法施行令第6条第2項第1号ヲ、不動産登記法116条</p>	<p>国土交通省、財務省</p>	鹿児島県	C 対応不可	<p>・権限移譲の提案のあった事務は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号ヲに基づき、準用河川の用に供する国有財産で国土交通省所管のもの取得、維持、保存、運用及び処分については都道府県知事が行うこととされ、当該事務は第一号法定受託事務に位置付けられている。</p> <p>・都道府県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2の規定に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとされていることから、現行の法令の規定により対応可能である(条例による事務処理特例)。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
681	地方債の財政融資資金借入に係る提出書類の簡素化	財政融資資金の借入にあたって、財務事務所への提出書類の簡素化	地方債の発行にあたっては、地方の自主性をより高める観点に立って導入された地方債協議制度に則って、各団体が適償性や充当事業の進捗状況を責任もって判断した上で総務省との協議等を経るなど、地方財政法に基づいた適正な手続きを踏んでいるが、財政融資資金の借入にあたっては、充当事業の説明を詳細に行うための書類の提出が財務事務所から求められており、事務負担が増大している。 借入時の提出書類を簡素化することにより、さらなる自主的かつ効率的な運用が可能となる。 具体的には、申込書(公印付きのあたま紙)以外の全ての書類を廃止いただきたいが、現実的に困難であれば、申込書以外の書類の記載項目を減らし、統合することを提案する。 【書類の廃止・統合が可能と考える理由】 総務省との協議等を経るなどの適正な手続きに則っていることや、財務省としても貸付先の償還確実性を考慮して貸付を行っていることを踏まえれば、事業の詳細な説明を地方に求める必要性や合理性は乏しいのではないかと考える。事業の概要のみ把握するという観点から、必要事項を絞って書式を最小限に統一することが可能ではないか。	財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第14条他	財務省	横浜市	C 対応不可	財政融資資金の貸付に際しては、財政融資資金の管理及び運用の手続きに関する規則により、地方公共団体は、普通地方長期資金等の貸付けを受けようとする場合には、申込書に下記の書類を添えて提出することとなっている。 ・貸付対象事業に係る地方債の記載の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めた予算の抜粋 ・貸付対象事業に係る事業費支出状況調 ・貸付対象事業に係る事業実施調書 総務省との協議時点においては、事業内容が計画段階であること等により、実際の貸付内容においては変更が生じる場合がある。これらを踏まえ、貸し手として、適償性の確認等を行う観点から、必要最小限の上記書類の提出を求めているところ。
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣、知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。 報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
974	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	関西広域連合	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。 報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当である。
978	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	鳥取県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。 報告徴収・立入検査、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
							区分	回答	
979	食品循環資源の再生利用等に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県	C	対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令)	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県	C	対応不可	同法の目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
							区分	回答	
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	<p>【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。</p> <p>これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。</p> <p>【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料でを行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。</p> <p>【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。</p>	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C	対応不可	エネルギーの使用合理化に関する事務については、情報の一元的管理及び全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、国が実施することが適当である。